

日本農林ヘリコプター株式会社所属
川崎ベル式47G-2型JA7096
に関する航空事故報告書

昭和50年8月28日
航空事故調査委員会議決（空委調第76号）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 岡田 實 |
| 委 員 | 山口 真弘 |
| 委 員 | 諫訪 勝義 |
| 委 員 | 上山 忠夫 |
| 委 員 | 八田 桂三 |

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

日本農林ヘリコプター株式会社所属川崎ベル式47G-2型JA7096は、昭和50年5月23日07時03分ころ、岡山県赤磐郡赤坂町多賀大佐古において、松喰虫駆除液散布作業飛行のため離陸したが、離陸直後墜落した。

機体は大破し、機長は軽傷を負った。

1.2 航空事故調査の概要

| | |
|----------------|----------|
| 昭和50年5月23日～24日 | 現場調査 |
| 5月28日 | エンジン分解調査 |

1.3 原因関係者からの意見の聴取

| | |
|------------|------|
| 昭和50年7月17日 | 意見聴取 |
|------------|------|

058001

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

当日、機長は確認飛行を終了したのち、液剤散布飛行を05時05分ころから開始し、12回の散布作業を終了した。

第13回目の散布飛行で、同機は、大佐古池（約130メートル×約80メートル）の堤の臨時ヘリポートから、西北西方向の池に向って離陸した。離陸後は水平飛行を行い、水面からの高さ約1.8メートルであった。

同機は、ほぼ同一高度で、加速しながら約40メートル前進後、更に出力を増加し、かつ前傾姿勢を大きくしながら加速したが、約65メートル前進後スキッドが水面に接触すると同時に前のめりになり、次いでメイン・ローター・ブレードで水面を叩いた後水中に没した。時刻は07時03分ころであった。

機体は大破した。

2.2 人の死亡、行方不明又は負傷

| 死傷 | とう乗者 | | その他 |
|----|------|-----|-----|
| | 乗組員 | その他 | |
| 死亡 | 0 | — | 0 |
| 重傷 | 0 | — | 0 |
| 軽傷 | 1 | — | 0 |
| なし | 0 | — | |

2.3 航空機の損壊の程度

大破

2.4 航空機以外の物件の損壊

なし

2.5 乗組員に関する情報

機長 昭和25年7月23日生

058002

事業用操縦士技能証明書 第5297号
昭和48年6月12日 取得
限定事項 回転翼航空機ベル47型
総飛行時間 680時間57分
最近30日間の飛行時間 40時間32分
第1種航空身体検査証明書 第11650443号
有効期間 昭和50年2月28日から昭和51年2月27日まで

2.6 航空機に関する情報

型式 川崎ベル式47G-2型
製造年月日 昭和36年5月8日
製造番号 197号
耐空証明書番号 第東50-009号
有効期間 昭和50年4月3日から昭和51年4月2日まで
総飛行時間 5,634時間41分
前回オーバーホール後の飛行時間 985時間56分
前回点検後の飛行時間 28時間30分

2.7 気象に関する情報

機長及び整備士の口述によれば、事故当時の気象は晴、風速1~2メートル/秒、風向は一定していなかったが、離陸開始時の風向は西北西であった。

2.8 航空機及び部品の損壊に関する情報

| | | |
|---------------|---|---|
| バブル | 破 | 損 |
| ドア | 破 | 損 |
| テール・ブーム | 屈 | 曲 |
| テール・ローター | 分 | 離 |
| メイン・ローター・ブレード | 破 | 損 |

058003

3 事実を認定した理由

3.1 解析

事故機及び整備記録の調査結果、ならびに機長の口述から、同機は事故発生時に異常はなかったものと推定される。

機長の口述によれば、機長は池の堤でのホバリング後風上の池の方へ向って水面上高度約18メートルで直線的に離陸飛行を開始した。

堤から40メートル付近で、機長が同機を通常より大きく前傾させたことは、それまでの転移揚力の不足を発動機出力を加えながら機速の増加によって補なおうとしたためと認められる。

堤から65メートル付近で、同機のスキッドが水面に接触したが、これは当該離陸経路が一般に高度の判定を誤り易い水面上において、機長が高度の判定を誤り、前傾姿勢と出力増加の操作が高度との関連において不適切であったため、機体が降下したことによるものと推定される。

4 結論

- (1) 機長は適法な資格を有していた。
- (2) JA 7096は有効な耐空証明を有していた。
- (3) 同機は事故発生時に異常はなかったものと推定される。
- (4) 気象は事故に関連なかったものと推定される。
- (5) 機長は、水面上において高度判定を誤ったものと推定される。
- (6) 転移揚力を得るため、機長が行った前傾姿勢と出力増加の操作は、高度との関連において不適切であったものと推定される。

原因

本事故は、機長が離陸直後、水面上の飛行において高度判定を誤って操作を行い、スキッドを接水させたことによるものと推定される。

058004